

令和 5 年 5 月 8 日

教職員・学生 各位

香川大学インターナショナルオフィス長

海外渡航について

教職員・学生が海外へ渡航する場合（私事渡航含む）は、事前に所属部局長あて下記の届出が必要ですので、よろしくお願いします。

なお、外務省による危険情報レベル 2 以上または感染症危険情報レベル 2 以上の国・地域への渡航については、原則禁止とします。

記

	教職員	学生
私事渡航	私事渡航届出書	海外渡航届出
研修	海外研修願・日程表	海外渡航届出
出張（休職出張含）	海外渡航調書・日程表	該当なし
一時帰国	該当なし	一時帰国届
留学	該当なし	海外渡航届・誓約書 (留学願※・承諾書※)

※学部学生のみ必要